

入居継続支援加算（Ⅱ）	22円	①（Ⅰ）を満たす ②入居者のうち口腔内の喀痰吸引等を必要とする者の割合が5%以上
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月につき100円	理学療法士等が介護職員等と共同して利用者の身体機能の評価及び個別機能訓練計画の作成を行う等
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1月につき200円	①理学療法士等が訪問し、機能訓練指導員と共同で利用者の身体状況の評価等を実施 ②（Ⅰ）を満たす
口腔衛生管理体制加算	1月につき30円	歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る指導等を月1回以上行う等
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12円	①専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1人以上配置 ②機能訓練指導員、看護職員等が共同して、利用者ごとの個別機能訓練計画を作成し、機能訓練を行う
個別機能訓練加算（Ⅱ）	1月につき20円	①（Ⅰ）を算定 ②利用者ごとに個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施にあたり必要な情報を活用
口腔・栄養スクリーニング加算	1回20円	利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔や栄養状態について確認を行い、担当ケアマネへ提供
科学的介護推進体制加算	1月につき40円	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等基本的な情報を厚生労働省に提出等実施
ADL維持等加算（Ⅰ）	1月につき30円	①評価対象利用期間が6月超の利用者が10人以上 ②利用者全員について評価対象利用期間の初月と、その翌月から起算して6月目のADLを評価し厚生労働省に提出 ③評価対象利用者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目に測定したADL値から評価対象開始月に測定したADL値を控除し得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値の平均値が1以上
ADL維持等加算（Ⅱ）	1月につき60円	①（Ⅰ）を満たす ②ADL利得の平均値が2以上
若年性認知症入居者受入加算	120円	利用者ごとに個別の担当者を定めていること
夜間看護体制加算	10円	
医療機関連携加算	1月につき80円	看護職員が利用者ごとに健康の状況を継続的に記録し、利用者の同意を得て、協力医療機関または主治医へ健康状況について月1回以上情報を提供した場合
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	12.8%	所定単位数に12.8%を加算(支給限度額管理の対象外)